

総行政第150号
法務省保更第98号
令和6年7月12日

各都道府県知事 殿
各市区町村長 殿

総務省地域力創造審議官 望 月 明 雄
(公印省略)

法 務 省 保 護 局 長 押 切 久 遠
(公印省略)

保護司の面接場所の確保に対する一層の御理解・御協力について（依頼）

平素から、各地域における保護司活動に対し格別の御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、滋賀県大津市において、保護司が自宅において殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案が生じました。

この度の事案を受け、法務省において、緊急に、保護観察を担当している全国の保護司から不安等について聴取をしたところ、日頃、事案によっては、自宅に保護観察対象者を招いて面接を行っていることに不安を感じているとの声も寄せられており、保護司の安全確保や保護司活動に伴う保護司とその御家族の負担軽減を図る観点から、個別具体の事案に応じて、自宅以外で身近に面接を行うことのできる場所の確保が緊急の課題となっています。

保護司は、地域の再犯防止と犯罪予防を推進し、安全・安心な社会を実現する上で欠かすことのできない存在です。地方公共団体におかれては、これまでも保護司活動に対する多くの御支援をいただき（別紙参照）、また、本事案を受けて、一部の地方公共団体からは、既に保護司活動への更なる支援について申出をいただくなどしていることに厚く御礼を申し上げますとともに、現下の状況に鑑み、下記事項について、より一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

○ 保護司がコミュニティセンター、公民館等の身近な公共施設を自宅以外の面接場所として利用できるようにすることについて

これまでも地方公共団体の御理解・御協力により、全国各地の公共施設に保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターを設置していただいておりますが、地理的条件や開所時間の制約から、保護司が面接場所として活用しづらい例も見られるところです。

そこで、保護観察所及び保護司会から貴団体に対して相談等があった場合には、保護司がコミュニティセンター、公民館等の身近な公共施設を、夜間・休日も含めて、保護観察対象者等との面接場所として利用できるようにすることについて、御検討・御協力をいただきますようお願いいたします。

また、更生保護サポートセンターにつきましては、引き続き、公共施設内に設置することや面接場所としての利用時間を柔軟に設定することなどについて御配慮いただきますようお願いいたします。